

桑名駅西地区

区画整理ニュース 第94号

【発行】
桑名駅西
整備事務所

■第27回桑名駅西土地区画整理審議会を開催しました。

令和2年2月13日、桑名駅西整備事務所において第27回桑名駅西土地区画整理審議会を開催し、以下の審議をいたしました。

1. 桑名都市計画事業桑名駅西土地区画整理事業に係る評価員の選任について
2. 桑名都市計画事業桑名駅西土地区画整理事業に係る仮換地指定の一部指定変更について
3. 桑名都市計画事業桑名駅西土地区画整理事業に係る仮換地指定の軽微な変更について（報告）



■今後の蛸塚益生線工事について

道路工事が進んでまいりました、桑名三重信用金庫様の北側には、本道路の下に推進工法（※）で下水道管を入れるための発進基地を造ります。この工事は、令和2年度から4年度頃までを予定しており、この周辺の道路工事はそれ以降となります。このため、地表面の道路工事につきましては、本郷付近の交差点側から北進させてまいります。

また、新しい駅までのアクセス確保のため現在先行しております道路整備に影響のある権利者の皆様には、移転先となる仮換地の整備状況によりご移転していただくことができず、道路を計画している場所に建物等が残るようなかたちになりますが、可能な限り早期に仮換地の整備を行いご移転いただけるよう努めてまいります。

※推進工法：地表を掘らず、地中に横穴（トンネル）を機械で掘り進めて管などを敷設していく工事方法

桑名駅西土地区画整理事業 位置図



施工事例写真




掘削機



掘削機挿入



雨水管挿入

<< 裏面もご覧ください >> 

■不動産取得税（県税）の取り扱いについて

通常、土地を買ったり家を新築すると、県税事務所から「不動産取得税」の納付書が送付されてきます。しかし、土地区画整理事業により移転した建物については、新しい建物の評価額から元の建物の評価額を差し引いた額、つまり、評価上良くなった分について課税するという特例が設けられています。（面積要件：50㎡～240㎡）

軽減措置が受けられますので、納付する前に桑名県税事務所にお問い合わせください。

【 問い合わせ先：桑名県税事務所 TEL：0594-24-3614 】

■住所変更には該当敷地地番証明が必要です

駅西事業区域内で建物新築に伴い住所変更をされる方は、桑名市役所 戸籍・住民登録課 又は サンファーレにあるサテライトオフィス窓口に、該当敷地地番証明（コピー可）を提示し申し出てください。

該当敷地地番証明は、桑名駅西整備事務所で発行しています。（認印が必要です。）

（例）住所変更後：桑名市大字〇〇 〇〇〇番地（〇〇街区〇〇）という表示になります。

■権利変動届が必要です

仮換地指定後に土地の権利について変動（相続・贈与・譲渡など）がある場合は、「権利変動届書」の提出が必要です。該当する方は事務所までお問い合わせください。（届出用紙は事務所にあります。）

また、今後、相続登記手続きをお考えの方は、事業区域内の土地・建物についてのみ登録免許税の減免措置が受けられますので、事前に事務所までご相談ください。

■建築行為等には許可が必要です

土地区画整合法第76条により、建築行為等につきましては、施行者の許可が必要となります。家屋の老朽化や家族構成の変化等による改築などについても、同様に法76条の許可が必要となりますので、事前に事務所までご相談ください。内容に応じて許可の可否や、許可条件などを判断させていただきます。

事業に関するお問い合わせ等がございましたら、お気軽に下記までご連絡ください。

〒511-0811

三重県桑名市大字東方 288 番地 1

桑名駅西整備事務所 補償係 TEL：0594-24-1439

管理係 TEL：0594-41-4401

計画・工務係 TEL：0594-24-1368

FAX：0594-24-6338

E-mail: kukakuseirim@city.kuwana.lg.jp